

コロナ禍でもできる協働事業を募集します！

# 市民提案協働事業

## 市民提案協働事業とは

市民だけでも行政だけでも解決できない地域課題を解決するため、市民活動団体の特性を生かした提案を募集し、市民活動団体と市が協働で事業を実施する「市民提案協働事業」を募集します。

### 募集期間

**令和3年4月1日(木)～4月28日(水)**

### 募集する提案事業

※ コロナ対策を十分に講じたうえで実施できる事業に限ります。

- 1 市民活動団体が市と協働で実施したい事業を自由に提案する事業提案【自由テーマ】
- 2 市が設定した次のテーマから選択し、事業を企画する事業提案【行政テーマ】

【令和3年度募集テーマ】

「SDGsの推進に向けた、普及啓発」

「生物多様性に関する普及啓発」

「地球温暖化対策」

「森林が担う役割を理解し、活用、体験を通して更なる魅力発信」

「あそぼうよ！青梅（青梅で遊ぼう！学ぼう！体験しよう！）」

### 対象団体

事業を応募できる団体は、次の要件を全て満たす団体です。

- ・青梅市内で市民活動を行っていること
- ・定款（規約・会則）等を持ち、民主的な活動をしていること
- ・5名以上で構成されていること
- ・会計処理を適正に行っていること
- ・組織および活動の状況を公開していること
- ・原則として1年以上継続して活動していること
- ・暴力団の活動を助長する、または、暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと

## 対象となる事業

次の要件を全て満たす事業です。

- ・ 協定書締結後から令和4年3月31日までに実施する事業
- ・ 市内で実施される事業
- ・ 地域課題や社会的課題の解決を目指す事業
- ・ 協働で実施することにより効果が高まる事業
- ・ 新規性・先進性の高い事業
- ・ 確実に実施可能な事業
- ・ 適正な予算である事業
- ・ 成果目標が適正に設定されている事業

## 対象とならない事業

- ・ 営利活動、政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とするもの
- ・ 他の助成金等の交付を受けるもの
- ・ 公序良俗に反するもの

## 助成金

事業の実施に必要な補助対象経費に対し、予算の範囲内で、1事業につき上限を20万円として助成金を交付します。

## 応募方法

事前に一度ご相談ください。募集期間内に必要書類を市民活動推進課窓口（市役所3階）または郵送にて提出をしてください。

※土・日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分

## 審査・選考

提案された事業は、第1次審査として書類審査を行います。第1次審査を通過した事業については、公開プレゼンテーション（5月下旬予定）を行います。

●詳細は、広報「おうめ」4月1日号または市ホームページ <https://www.city.ome.tokyo.jp> 市民活動推進課で配布している手引きをご覧ください。

問合せ先 青梅市市民安全部市民活動推進課

198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

0428-22-1111 内線2321